

## 会津盆地の修験山伏による

### 定期市の市立とその歴史心理

菊地 利夫

#### 一、仮設としての課題

会津盆地における近世定期市の研究には、多くの先学の発表がある。長井政太郎の定期市の起源と市神、豊田武編の『若松市史』における領国経済圏と定期市の関係、最近では丸井佳寿子の定期市の市場網や会津若松藩の商業統制政策や市場統制者としての商人司の築田家の性格などの論文があり、また伊東実の高田町近世定期市の状況と盛衰などがある。会津盆地の近世定期市の諸問題はこれらの人々によってほとんど研究された。しかし筆者が会津高田町の天野家文書を被見して、高田定期市と同じくする起源と性格を持ち、近世に開設された多くの定期市と異なるものがあると考え、会津盆地の定期市開設に一つの仮設をたてた。この地方の定期市は、近世初期に藩主の許可によって地方知行を持つ小領主によって開設されたものが多いが、その外にさらに古く中世に、熊野修験山伏が開設した定期市もすくなくなく、近世におけるその残存は高田定期市であるということである。この仮設を証明するために逆行法を用いて近世初期にさかのぼり、修験山伏の市立での状況とその歴史心理―当時の山伏の市立での原型を明らかにしたい。

近世初期から、築田家は若松城下町に居住する商人司であり、吉原家は高田に居住する商人司であり、両者に多くの市場商人が属していた。当時の会津盆地（会津郡）とその隣接地方の日市と定期市に、築田組と吉原組の市場商人がどこまで勢力圏として進出していたかを見よう。延宝三（一六七五）年の文書によれば、

御郡中 日市之分不残築田組手遊仲ヶ間ノ頭 見世兩行ニ罷有候 吉原組方々へ罷出候儀 十八九ヶ年以來 罷出候得共 何方ニテモ 築田組之末ニ指置申候(1)

延宝三年より十八九年といえは万治元（一六五八）年に当るが、会津盆地の日市において、築田家に属する市場商人（手遊仲ヶ間）が市場街路の両側に並び、かつ見世頭を出し、その末席に吉原組の市場商人が並ぶような店順序となったと述べている。日市の開設地は若松城下町をはじめ、石塚・羽黒山・滝沢・塔寺・天屋・勝堂寺・猪苗代・漆などの社寺の縁市であった。会津盆地の隣接地方においては、築田組の市場商人と地元の市場商人のみであり、もはや吉原組の勢力圏ではなかった。それらの日市は米沢盆地の米沢・ささのであり、仙道（中通り）では川俣・須賀川・三春・二本松・福島・瀬上・棚倉であり、また浜通りでは岩城城下町・相馬・竜島・仙台国分などであった。

定期市にあっては、会津盆地において、若松城下町に六斉市が三町にあり、その他に熊倉・小荒井・大八郷・野沢原町・小田付・中田付・塩川・青木・坂下・田島・古町、西勝・横田や高田にあった。このうち高田市を除いて、見世が街路に二列に並び、一列には築田

組、他の一列には吉原組が並び、築田組から見世頭を出した<sup>(2)</sup>。しかし高田市だけはこれらの定期市とは異なっていた。

商人棚子居様 築田方吉原方と云 先年築田吉原見世頭之時御裁許落者 高田村之事ハ吉原方見世頭ニ居 其外之市場ハ築田方見世頭ニ被仰付候<sup>(3)</sup>

高田定期市のみにおいて、吉原組が見世頭を見すことに決定された。定期市において築田組が見世頭を出していた土地を会津盆地の隣接地方にあげれば、近世前期において、三春城下町・須賀川・白河城下町・二本松城下町・元宮・郡山・八町目・福島・保原などの中通りと、下野国において日光・宇都宮・奈須・黒羽・佐久間・大田原にまでおよんでいた<sup>(4)</sup>。

前掲の古文書引用の訴論とは寛文五(一六六五)年であった。このころ築田組が会津盆地各地の定期市において商人頭を出して吉原組を圧迫した。高田定期市においても同様にしようとすることからこの係争問題が発生した。それは寛永二十(一六四三)年に保科氏が会津二十五万石の領主となり、寛文・延宝にかけて藩政確立の一環として商業・流通の面においても領内の中央集権化をおしすすめた。このとき若松城下町に居住する築田家を藩領の商人司に認めて藩領全体の市場商人を統制しようとした。したがって築田家・吉原家の係争問題の裁許において、藩庁は築田家が提出する証拠文書をとりあげて吉原家の提出する証拠文書を徹底して却下した<sup>(5)</sup>。

近世初期に会津とその隣接地方における領主の交替はめまぐるしかった。鎌倉時代から約四〇〇年に会津・中通り・浜通りを支配してきた芦名氏は、天正十七(一五八九)年に伊達政宗に滅ぼされて

から大変化が生じた。伊達氏(天正十七ー同十八年)、蒲生氏(天正十八年ー慶長三年)、上杉氏(慶長三年ー同五年)、ふたたび蒲生氏(慶長六年ー寛永四年)、加藤氏(寛永四年ー同二十年)と約五十年間に領主はかくも交替した。築田家が商人司に任じられたのは芦名氏時代であり、前述の広範囲にわたる各地の定期市の商人司としての証拠文書には芦名氏の名判があるものであった。これに対して吉原家が提出した証拠文書は領主の名判がない古い修験山伏の古文書であったことが、吉原家に不利な裁許となった。ここで注目すべき二点がある。第一に築田家の商人司の地位は、領主が交替しても新領主は従来通りにこれを承認していくことであり、それほど築田家は政治的権力と密着していたことである。第二に吉原家は色あせた宗教的勢力に頼るが、保科氏時代の商業上の中央集権化が進められる時期において、吉原氏が根拠地とする高田定期市においてのみ商人司としての地位を藩主も認めざるをえない歴史的事実があったのではないかということである。

### 三、在方町高田と高田定期市の復原

近世の高田村は越後街道(今市街道)に街村形態をなし、村高三五〇石(田約一五六町歩、畑約八九町歩)の大集落で免八ッ一分を課せられ、ふつうの農村の免が五ッ一六ッにくらべて高かった。これは農村である上に定期市や宿場町を兼ねていたので、村高の免は「かぶせ盛」の石盛をつけられたからである。享和三(一八〇三)年の編著の『新篇会津風土記』によれば、高田村は「家数二百四十八軒：南の端を上丁 次を中丁 末を下丁と云 中程に少し東に折る所

あり」と記して、街村が折れ曲っていることを注意している。さかのぼって寛永五（一六六五）年著の高田組郷村土地帳によって見れば、高田村は「家数三百六軒 窯三百九十二 男九百九十三人 女八百四十四人 馬九十九匹」とある。宝暦五（一七五五）年に郷頭から藩庁に衰えた定期市の振興願を提出しているから、高田村が在方町としてもっとも発達したのは寛文期であり、中期から街村の家数も減少し定期市も衰えたのであろう。この主因は多くの人は城下町の築田組による庄迫のみを強調しているが、隣村の天領の永井野村に定期市が盛んになったことをも考えなければならぬ。

桜農菜村市の巻によれば高田定期市の盛んなころの状況が記されている。

六齋市立定 当村を上中下と三町に分け 上町四日十八日 中町八日廿四日 下町十四日廿八日 棚は南北へ二行に置 南の方

見世頭と定 商人棚に居様之順 片行之頭ハ

一番 小間物 一番 塩肴之類

二番 木綿 二番 茶

三番 古着 三番 ござ 笠

四番 雑穀

右之外 諸品商物南之方江置 但棚之打様 毎月東西へ交々打

市場江出ル諸品売物

正月より三月まで 炭薪 灯松 繩蒔 馬之喰

四月五月中は うど わらび 里芋 種子 竹子 蓑笠 鎌

八九月中は 真綿少々 柄麻 山はぎ 小柱ほけ 搦磨

十月より極月迄 万穀物 うす杵 手洗 編菜 馬のはみ

これらは市場商人の商品や近くの農民からの商品であるが、高田在方町の商人も六齋市に参加した。宝暦五年の定期市振興願の中に、

高田村上中下三町之者共 市場之定例を相守 市場ニ無之場所之者共ハ 商売之品々 定之市場へ持出可致商売候事

とある。定期市の見世は見世賃に大小の金額のちがいがあがるが、商人の吉原家に上納し、吉原家から藩の代官と郷頭に若干ずつ上納された。したがって高田村民は在方町の商人として営業を行い、定期市にも参加し、他方には村高の耕地で農業をして年貢を納めたり、宿場町として旅館営業をしたり、物資運送の駄賃稼ぎをしていた。

高田村の街村形態をさかのぼって初期形態を考えよう。高田組郷村土地帳には、寛文期の高田村は上町・中町・下町の三町であると記しているが、桜農菜村中之巻に寛文期以前の高田村古図を示して三町の境界を明らかにしている。

此村家数二百窯 東西二町十四間 南北十五町五十四間 南端ヲ上町トシ 次ヲ中町 末ヲ下町ト云 中程ニ少シ折レタル所アリ 此折レ迄古代中町ナリ 新町七十二軒 押ナベテ下町ト唱フ 今ハ新町ト云フ者ナシ

図1は明治初期の高田村街村の土地割図である。寛文期以前から近世初期には、下町（新町）はいまだなく、街村は中程の折れ曲った所で終っていた。図1において南端の永井野村境から郡役所通りまで上町であり、郡役所通りから街路屈曲点まで下町であり、桜農菜のいう古代中町に当る。つまり近世初期ころには上町と下町の二町であったが、近世前期に新町がその南端に発達したので、下町が中町（古代中町）となり、新町が下町とよばれて三町となったと

考えられる。集落形態としてここまではさかのぼることが出来る。この外に集落機能としてさかのぼる資料が残っている。

高田村郷頭の著である『高田徴古録』に戦国時代の高田村の起源を考える資料がある。

村の西二町二古館跡アリ 方一

町 四面ニ土居濠ノ形残レリ：

新篇風土記ニ塔寺村八幡社長帳ニ

文明十一年五月二十七日高田館落

チ 戦死ノ者有シ由ヲ載ス

(6)

『高田徴古録』によれば、一説には高田館の落城は文明十二(一四八〇)年とも記してあるが、この館主は小俣右京大夫幸高といい、その領土は高田郷・小俣郷・金山谷郷など会津郡の南部から下野国にまでひろがっていたという。戦国大名の小俣氏は若松城主の芦名盛高に亡ぼされた。高田は戦国時代に高田館と定期市が結合した中世末の初期城下町としての機能を持っていた。小俣氏の領土の各地には定期市が高田以外にも開設

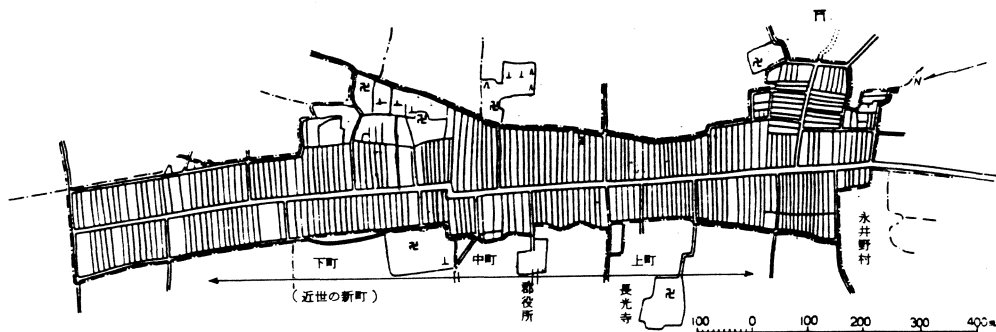


図1 会津高田町の土地割(明治初期)

されていたと思われる。これらの定期市の市場商人を支配した商人司は高田市を管理した吉原家であったと思われる。したがって近世前期まで吉原家は若松城下町の商人司であった築田家と対抗して、会津盆地の各地の日市や定期市に吉原家に属する市場商人を進出させたのであろう。しかし小俣氏が芦名氏に亡ぼされ、小俣氏の領土が芦名氏の領土に編入されると、若松城下町の商人司の築田家がこの新領土の定期市にまで商人司として勢力圏を拡大したと考えられる。その中で吉原家が根拠地とする高田市だけが吉原家の商人司としての地位だけをようやく確保できたのであろう。

#### 四、商人司としての吉原家の由来

吉原家とは何者かを検討してみよう。『新篇会津風土記』の大沼郡高田村の条に、享和二年ころの吉原家について述べている。

吉原源之丞

世々此地ニ住シテ先祖ヨリ商人ノ司ヲ勤シト云 昔ハ吉原ヲ義原ニ作レリ 此村ノ長光寺モ文安年中彼カ先祖右京義元建立セシトノ 今猶毎年正月十四日ニハ 家ノ前ニ市神ノ仮屋ヲ作 市祭ヲ行ヒ 同廿日ニハ組子ノ商人ヲ集メ 酒饗アリ 昔ヨリノナラハント云

現在も高田町に長光寺があり、吉原家の墓が並んでいるが、吉原家は現存していない。『新篇会津風土記』には吉原家の「連釈頭(商人司)仲間之定」という古文書(元和九年と明暦三年の二通)が掲載してある。その仲間という市場商人の出身地は高田町より南部の天領となつた南山地方の数村を記入している。

桜農菜市之巻には吉原家について次のように述べている。

当村ニ弘戸義原ト云者有り 是者天下ニ六人之商人司 其内ノ一人也

天下六人の商人司については、高田組郷村土地帳に吉原宇右衛門義次の名判の古文書を掲げ、その中に次のように数えあげている。

下野国宇都宮ノ貞林 越後国ノ義井 当所ノ義原 最住東国  
残ル三人 雖徘徊西国 未聞其住所分明 愛称熊野権現之印文一  
軸書有之

このうち宇都宮の貞林家は近世前期に実在していた。芦名盛高が小俣氏を亡ぼして、領土を下野国に拡張したとき、築田家は諸国商人の交通について宇都宮の商人司の貞林家と交渉した古文書を、寛文五年の築田家・吉原家の係争に築田家から藩庁に提出した「当所商人他国之商人諸事出入 築田代々策配埒明申覚」<sup>(7)</sup>の中にふくまれていた。吉原家が天下六人の商人司の一人であり、熊野権現之法印一軸之書を所蔵していたことは、高田組郷村土地帳に記されている。「高田村弘戸吉原家由来」によれば、熊野権現の六人の臣にして、その六人とは酒歳・長命・野々河・麻葉・葦津と弘戸であり、そのうちの弘戸が吉原家の始祖であると記載している。この点から弘戸吉原家は熊野山系統の修験山伏の出身であると思われる。当時の吉原家が所蔵していた熊野権現法印一軸之書とは後述する「連釈之大事」という古文書であろう。

吉原家が高田村に居住したのは何時ころからか不明である。しかし文安(一四四四—一四四八)年間に先祖の一人が長光寺を建立しているから、文安以前からであることはいうまでもない。吉原家は高

田館の城主であった小俣氏の許可を得て、高田村をはじめ、小俣氏の領土内の各地に定期市を開設したと思われる。この定期市は近世の開設によるものとは異なり、修験山伏の市立て方式によって行われたにちがいない。したがって「連釈之大事」に述べている市立て方式は、中世の修験山伏を商人司とする定期市の形態や市場法度の原型であったと考えられるだろう。

#### 五、修験山伏による市立てについての考え方

天野家に所蔵されている熊野権現法印文「軸之書である「連釈之大事」は長文である。しかし日本のどこかで修験山伏を商人司とした定期市があったとするならば、今後のその研究の参考にもなると思われるから、あえて全文を記載することを許されたい

#### 連釈之大事<sup>(8)</sup>

#### 国相伝之事

天笠ニテハ本釈ト名付ク 三蔵法師ノ玄辨大般若経セライ給フニ  
依テ大般若経ノ箱ノ緒也 唐土ニテハ別釈ト云 大乘妙典ノ箱ノ  
緒ハ之也 日本ニテハ連釈ト云フ事ハ 伊勢天照大神天逆鋒ノ緒  
ニメサレタリ 其後例吉キ儘ニ連釈ト名付タルト云 亦ハライノ  
肩ヲトキ渡シ給ヒケル故ニ其名ヲカタチト云也

一 熊野権現之御本地ヲ委奉尋ルニ 仏生国摩訶陀国ノ中十二城  
目ノ波羅城之帝ニテ御座ス也 雖然モ東方大日本国之衆生ヲ  
濟度セントテ 日本国エ御下向アツテ熊野権現ト顕レ給フ也  
日本人王十二代之景行天王ノ御宇ト云  
熊野権現御供之人数之事

須歳 長命 払戸 野々河 浅波 蔵主 以上六人此人ニ日本ヘ  
下テ市町ヲ立始給フ也

一、日本ニ町立始マル事ハ 和泉ノ堺之花香町ヲ立始ト云也 六  
齊ノ市ハ之人ノ司ナルカ故也

一、日本国之始マル時ハ 南方ニ向テ居給フ時ヤ 住吉之明神ト  
顯レ給フ 此ヨリ東ニ下リテハ駒ノヒヅメノヲヨブタケ 海  
ロカイノヲヨブ程 橋無河ニハ橋ヲカケ 橋ノヲヨバヌ川ニハ  
舟ヲ作り浮ベテ 連釈ヲ始メ玉フ也

三千八品ノ売物買物四十四流ノミセノ物 セライカツギ申ス事  
遠クノ人ハ聞テノ悦ヒ 近クノ人ハ見テノ祝ヒ 地頭檢断所  
宿ノ方々 寿命長遠 東方作ガ九千歳 ウツツラガ八万才 天  
下泰平国土安穩富貴万福

一、日本国三関之事

白川三所ノ関 相坂ノ関 赤間関是也

一、三渡之事

一 浜之事

四ヶ浜ノ事 和泉ノ堺ハマ 鎌倉ノユイガ浜 若狭ノヲハマ

奥州ノソトノハマト云

一 津之事 重テ可尋

サツマの坊ノ津 伊勢ノアナ津ト云也

一 連釈次第之事

上ノ連釈ハ八寸ニ分ニ給フヘシ 亦上連釈ハ八寸結び 下ノ連  
釈ハ五寸八分ニ可結 下連釈ヘ七寸可結

荷共々ニハサム共不苦也

一 修験連釈ケンゾクトハ親子兄弟ノ如シ 修験ハ親 連釈ハ子  
ケンゾクハ兄弟ノ如ク也

一 連釈ヲ懸ルニハ相袍袴着シ 可懸也

一 後ハムシロヲ二重折当ル事 其ノ故也 下ニ置ク時 下ニ高  
ク台ヲ当ル 其ノ名ヲ壇ノ板ト云也 私之連釈ヲ懸ル荷物イ  
カニ輕クトモ振上懸ケベカラス 振懸ハ大凶事也 故ハ調伏時  
フリガケニスルナト口伝可聞也

一 商人ニ礼儀如常

一 修験ニ合テハ着笠ヲ抜テ胸当 在ニフミヨケテ兩足ソロヘ  
一 礼シテ可通 若急カバ 礼ト斗シテ可通 能々被伝可聞也

一 連釈法度之事

親方ノ知ラヌ間ハ前座ヲ不可売事

一 俱人之弥ヲ乞タル物ヲ不可売事

一 呼売不可仕事 商物ヲハクモン屋ニテ売買ベシ

一 初心ノ法度ニ前紙ヲ不可敷 ミセ繩引ズ

一 サヲ鉄不持 余ノハカリハ不苦也

一 三千八品ノ売物之中ニヒロゲヌ物ニハ七尺ノパウ 生魚也

其外ハ何モヒロゲベシ

一 イタカノ売物 飴 興 米 茶 其余不可売也

一 ハチパウノ売物 シリガイ サシ 茶セン 其余不可売也

一 クグツノ売物 ヲサ クシ チヤウチン 其余不可売也

一 虚モ僧ノ沙汰ハ声ヲ立テ 物乞フベカラス 尺八吹テ可通

一 山伏ハニヲ荷フベカラス カセイニカケテ用ベシ

母袋之事

夫レ母袋ト者 我等母ノ胎内ニ有之時ノ衣那也 其衣那ヲ冠リ

母ノ食物ヲ除テ九ヶ月母ノ胎内ニ宿ル也 其レヲ表スル也 其レニ

依テ母袋ノ中ニ入レタル物ニ役ハ無也 去ルニ依テ七尺ノパウヲハ

入レ又物也 亦母袋ノ口ヲハヌイツメヌ事ハ 我等生ルル時ハ 母

ノ開ニハ四十二ヒダ有之 其レガヒロガリ生ルル物也 去ルニ依テ

母袋トハ母ノ袋ト読ム物也 其レヲヤツシテ用袋ト書ク也 本字ハ

母袋也 母用モ筆数ハ同也 亦ハ母袋緒ハ我等臍ノ尾也 結ブニ習

有之 能々口伝スベシ

- 一 宿町ヲ立ル事 先ワ以テ三百六十ヒロニ積ル事ハ 一年中ノ日ノ数ヲ表スル也 広サヲ十二ヒロニスル事ハ 一年十二月ヲ表スル也

- 一 上町四十八間 下町十二間 合テ六十間也 去ル程ニ宿ヲ六十間ト云也

上町四十八間ハ阿弥陀ノ四十八願ヲ表スル也

下町十二間ハ薬師ノ十二大願ヲ表スル也

- 一 上町四十八間ノミセ棚ノ次第ノ事

須菜 長命 弘戸 野々河 麻菜 蔵津

こ婦く 朱 米 大豆 紙 絵物 紺かき 弓矢 蠟燭 油

鍛冶 番匠 白器 ごき い勢物 土器 塩 阿い物 見た

物 さしかき ちやうちん な辺 かま 阿く すみ くし

者リ

下町十二間

いたのごぜ けいせい たたみ むしろ かきぬい みのうり

志らびやうし

門外に たんぐわ 風呂屋

市祭供物之事

一 山肴一かけ 一 川肴一かけ 一 海肴一かけ

一 酒 三具 一 絹 一足 一 帯 三節

一 紺 三ツ 一 布 三ツ 一 袴 一具

一 麻 三束 一 紙 三束 一 扇 三本

一 刀 一腰 一 十二ノ手箱 一 鏡 一面

一 鍬 二具 一 馬 一疋 一 餅 三百

一 桑 一 腰懸ノ俵

一 銭 一貫三百三十文 以上外ニ

住吉之大明神ヲ奉祭り也

授与 境作之亟

元和七年醉十月吉日

竜伏寺 印

阿闍利法印 惠祐上人伝之 印

此書元本通り写置物也 且授与 境作之熏ト申文字 墨色□□而

濃淡ニ書候様ニ相見申候

この文書は若干の資料批判が必要である。奥書は後世に書加えたものであるが、文書は惠祐上人が伝えきて、境作之熏に授与したものが元本である。元和七年は蒲生氏が領主時代であった。竜伏寺は

南会津郡荒海村にある新義真言宗豊山派の竜福寺であると思われる。大日本寺院総覧によれば、この寺院は長久年間（一〇四〇—一〇四四年）に呉庵比尼が熊野権現の夢告により竜福山熊野社を勧請したという。竜伏寺は竜福寺であり、熊野修験と関係があったと思われる。この文書は寛文五年の築田家・吉原家の係争のとき、吉原家から提出された証拠文書の一つであるが、問題は境作之悪とは何者であるか、吉原家と彼の関係はいかなるものであるかはわからない。これでは資料批判として体裁もなさないが、元本が元和七年以前から竜伏寺に伝ってきたことは否定できない。その奥書も何時書いたものかわからない。

#### 六、修験山伏の市立て方式

この「連釈之大事」は修験山伏が市立てする場合の原則であったと考えられる。このうち「国相伝之事」は吉原家が宗教上から商人司の地位にある由来を証明している。「連釈次第之事」は修験山伏による定期市の定目規定である。この中において「母袋之事」は全文からみて違和感を感じるが、熊野山伏は金峯山が金剛界を意味し、

熊野山が胎藏界を意味すると考えていたから、修験山伏の定期市では売買しない物として七尺のパウを禁止する理由として述べたものであろう。定期市の参加者は市場商人と漂泊商人であった。漂泊商人はイタカ・ハチパウ・クグツなどであり、これらの売買する商品種類も規定されていた。虚無僧や白びょうしなども参加してにぎやかさを添えていた。また諸国を往来する行脚僧が宿泊するタンクワ屋（且過屋）もおかれていた。

「宿町ヲ立ツル事」において定期市の形態と構成が図示されている。上町四十八間、下町十一間、合せて六十間というのは、市町の長さではなく、市町の家数であり、これらは二列に並び、街村をなしていた（図2）。この根拠は阿弥陀四十八願と薬師十二大願にもとづく宗教的数であり、それぞれを上町の入り口と下町の入り口に祭った。上町と下町の境に中御堂をおき、住吉大明神を祭って供物を供えて市祭をしたのであった。定期市はこの街村にはさまれた街路に見世棚が設けられたが、その長さは三百六十ヒロであり、間口は十二ヒロであった。この教的根拠は一年が十二月、三百六十日という月日の数からわりだしたものであった。修験山伏が商人司となっ

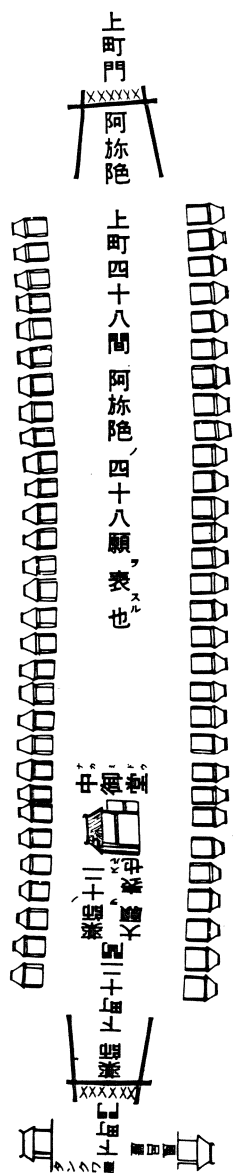


図2 修験山伏の市立図



た定期市の形態は四十八軒の上町と十二件の下町からなる市町の街路にこのように構成された。これは中世の修験山伏による市町・定期市の原型であったと思われる。

近世初期の高田村の街村が上町と下町からなりたち、下町の土地割が十二軒分であるが、上町の土地割が四十八軒をはるかにこえるが、これは街村が発達して家数が増加したからである。

## 七、結 語

高田定期市の商人司であった吉原家は、中世の修験山伏の出身であり、中世から会津盆地の南部から南山、さらに下野国の北部まで領土としていた小俣氏の許可で、その領内各地に修験山伏の市立て方式による定期市を開設していた。近世初期に小俣氏は芦名氏に亡ぼされたので、芦名氏の許可によって商人司をしていた若松城下町の築田家が、芦名氏の新領土にまで商人司として定期市を管理するようになり、吉原家の商人司の地位は高田村だけに限られるようになった。近世の高田定期市と街村は大きく発達して変容したが、その原型が街村形態の中に発見することができる。

吉原家の修験山伏による商人司としての中世的・宗教的な商業勢力圏が、近世大名の藩政末端機関として政治的権力に密着した新興の商人司としての築田家の近世的・政治的な商業勢力圏に再編成されて交替したと考えられる。

天野家の所蔵する熊野権現法印（軸之書である「連釈之大事」は、中世的な修験山伏が商人司として定期市を開設する方式であり、その原則の考え方は宗教的な色採が強いものであった。それは中世的

な市立て方式であった。中世の市立てはいかなるものであったかを解明するには、当時の人々の心理（歴史心理）から、市立て構造を復原し、これを解釈しなければならぬことを強調したい。当時の人々はいかゝる歴史心理をもって行動して市町と定期市を開設したと行動歴史地理学の研究として結論するのである。いかゝる視点から天野家文書所蔵の「連釈之大事」を見直す必要がある。

（筑波大学歴史・人類学系）

## 注

- (1) 御郡中日市見世場之次第 延宝三年 築田家文書二四号
- (2) 築田仙右衛門由来之覚 寛文十三年 築田家文書六号
- (3) 高田組郷村土地帳 寛文五年 天野家文書
- (4) 前掲(2)
- (5) 築田・義原市場之公事御裁許 寛文五年 築田家文書
- (6) 天野家文書 これは近世後期に高田村の郷頭田中重好が多くの古文書を編集したもので、桜農桑といい、神社の巻・駅の巻・市の巻・村中之巻・雑の巻の五巻からなる。
- (7) 天野家文書 郷頭田中重好著「高田徴古録」
- (8) 天野家文書 元和七年

Aizu-Takata, market town held by the itinerant priest in the  
Middle Ages and its historical psychology

Toshio Kikuchi

In this paper I discuss the feature of Takata, market town, of Aizu basin in the feudal age. Aizu basin was divided two domains of the periodical market in that times. Many periodical markets were managed by the Yanada's group which belonged to the larger land lord. The other few periodical markets, on the southern part of the basin, were managed by the Yoshihara's group which united to the smaller land lord. Yanada's domain spread out in the southern part of the basin, as the larger land lord defeated the smaller land lord in the battle of the latter feudal age. Yoshihara's domain was reduced and managed only Takata market which was permitted by the larger land lord.

Takata periodical market was different from the other periodical markets of the latter feudal age on the origin and the structure of the market. It was the old system in the former feudal age. It was because that Takata periodical market was managed by the Yoshihara which was the itinerant priest of Kumano mountain since the former feudal age.